

# 博物館における資料の公開と提供

—特に博物館における撮影取材と自主作製映像資料の問題をめぐつて—

仲 嶺 真 信

もつ。

昭和六十一年度六月十九日(木)付けの朝日新聞朝刊の論壇に、群馬女子短期大学の松岡重之氏の「博物館内の撮影を自由に——文化には閉鎖が一番似合わない——」という題で、次のような文章が載っていた。

『(前略)私の住む群馬の県立歴史博物館が一九七九年、開館の記念に催した「群馬のはにわ」展(中略)に際して、展示物の写真撮影を自由に認めたことがあつた。このときの私の取材フィルム(スライド)は以来毎年、一般愛好者のための、また学校における講義に活用されていて、ついでながら当該館の公報活動にいささかのお役にも立つてゐる(残念ながらこの館も、年を経て日本の各館並みに官僚的管理色を濃くしてきているが)。

ルーブルでの写真取材は、まずほとんど自由。イタリアでも、ローマの各館各寺院とも無制限、フィレンツェのウフィツィも同様。ギリシアやトルコの各館、遺跡の大方は、入場料と同程度の低料金で撮影が許可される。スペインのプラドのように撮影を認めていない館では、所蔵のかなりのものの自主作製スライドが、安価に頒布できる態勢を

日本の博物館・美術館・寺社の現状は、あまりこれらヨーロッパの行き方と差があり過ぎる。東京国立博物館の例で言えば、入場者の館内撮影は全面禁止。さればといって、自主作製スライドの一点も用意されているわけではない<sup>①</sup>。スライドで売店にあるのは、某出版社製の大半が館外関係の「美術史」(市販品)のみ。

国立博物館で撮影禁止というところは、日本のはかにカイロがそうなので、私も初めは、ミュージアムへの認識の仕方がヨーロッパと違う点で、アジアとアフリカには共通点があるのかなと思っていたが、先年訪れたカラチの国立博物館が写真取材全く自由だったので、認識を改めさせられた。

国内でも、学校と同じく、私立の機関には柔軟な対応をみさせてくれるところもあるが、旧来指弾の厳しい公立学校のことなれ主義と同様で、国・県・市立などの機関は、部内関係社や出版社・ジャーナリストの取材のみに協力的で、外部や一般の愛好家・研究家のそれを無視してかかっているのは感心できない。

文化に閉鎖は一番似合わないものだ。どうか権威主義からの一日も早い脱皮を関係の皆さんにお願い申し上げる。具体的に一つのパート

ンを提案すれば、まず受付への申し出とサイン（必要なら年齢・職業・住所記載ぐらいまで、ゴタゴタと形式的 requirement は無用）、それに高過ぎない料金で撮影の許可を出す。証明は腕章貸与でもいいし、地中海方式で証紙を胸にピンでとめてもいい。

ロンドン市内の各館のように原則的に全部無料にしろ、などと横車を押しているのではなく、管理制度の緩和要求なのだから、どうか積極的に応じていただき、来年の今ごろは、開かれた機関の増えた報告をぜひ聞きたいと願うものだ。』

以上、長い引用になつたが、筆者も数年来大学において、博物館学課程の美術史の講座を担当している関係上、常々留意していた問題であるので、松岡氏の論説には、意を強くすることができた。しかし、氏の見解には、後程ふれるような不可欠の前提条件については言及されていないので、これを機会に、この問題をも含めて再検討を加え、さらに積極的な具体策を推進させる意味で、二、三の提案を試みようと思う。特に、博物館活動の一側面である社会教育機関としての機能や運営の問題は、最近の高度情報化並びに生涯教育の活発な社会において、きわめて重大な課題である。つまり、図書館同様に、博物館は多様な利用者（見学者）へ向けて普及・啓蒙、さらに研究の便宜を図る開かれた活動機関として寄与するために、所蔵（展示）作品の映像処理による公共情報の提供・サービスおよび作品に関連する図書（文献）資料を収集・保管し、それを公開・閲覧できるようにするという重大な役割を担つてている。なお、この問題は、学校や社会における視聽覚教育および歴史や美術の教育のみならず、広く博物館学教育の本質にも関わつてくる。

後程、これらの問題にふれるつもりでいるが、その前にここではしばらく、筆者の乏しい知見を通して、国内外のいくつかの博物館機関および遺跡における撮影取材に関する制約の問題について諸例をあげて言及しよう。

## II

まず、便宜上およそ次のように三つのタイプに分類されるので、これにそつて必要な説明を加えていこう。

### 撮影取材の制約について

#### (I) 全面禁止型

A・自主作製フィルムを準備

　　プラド美術館、ロンドン・ナショナルギャラリー、大和文華館

B・自主作製フィルムを準備せず

　　ソウル国立中央博物館、東京国立博物館、サールナート考古学博物館、マトゥラー考古学博物館

#### (II) 一部制約つき型

A・無料

　　1 作品の性質・保存状況に応じて照射か無照射かを判別。なお手続きは一切不要。

　　大英博物館（入場無料）、ボルゲーゼ美術館（ローマ）

　　2 作品のすべてについて無照射。なお手続きは一切不要。

　　ギメ博物館、ヴァチカン美術館、ウフィツィ美術館、アカデミア美術館（フィレンツェ）、天理参考館（入場無料）

3 一部の作品を除きほとんどの作品について無照射。

① ルーブル美術館、中国歴史博物館（北京）

なお、二例とも手続き一切不要。

② 京都国立博物館、奈良国立博物館

なお、二例とも受付にて申し出、氏名と住所を記入・腕章貸与。

4 一部の作品を除きほとんどの作品について照射可能。

龍門石窟、鞏県石窟

#### B・有料

1 作品のすべてについて無照射、なお、手続きは受付にて申し出、料金を支払い、その証紙を呈示。

スペイン国立考古学博物館（マドリッド）

2 作品を任意に照射可能

① 敦煌石窟

ただし、料金が高価（一カット・七、〇〇〇円相当）であつたことと、保存の立場から、現在は禁止。

② ニューデリー国立博物館、カルカッタ・インド博物館

二例とも、低料金で実施。

#### (III) (I)・(II)の折衷型

#### A・無料

屋内展示作品は全面撮影禁止、屋外展示作品は照射可能。

慶州国立博物館、慶北大学校附属博物館、嶺南大学校附属博物館。

以上、三例ともすべて韓国。

以上の分類が、全面禁止型（I）と一部制約つき型（II）、および（I）、（II）の折衷型（III）諸例である。このタイプ中の（I・B）は、日本の大半の博物館が採用しているもので、その雰形が、東京国

立博物館（以下、東博と称す）にある。ちなみに東博は、松岡氏の指摘の如く、見学者の撮影取材を全面禁止している。筆者は、館内の展示概観を示すスナップ撮影すら認めてもらえず、ひどく失望したことがある。今これを、同一の国立博物館である奈良と京都の二館（II A 3②）と比べると、それは一部制約つきではあるが、東博とは全く対照的である。つまり、受付にて撮影の旨を申し出、その上住所と氏名を記入するだけの腕章貸与方式による無照射撮影を認めている。何と見学者に対する対応の格段の違いに驚きと不満を感じえない。無論、東博といえば、日本を代表する第一級の博物館である。にもかかわらず残念ながら、奈良・京都の同一機関のような柔軟かつ開放的な対応や配慮をみせておらず、また、同一国立博物館の運営方針において、横の連携を欠き、東京と関西とでスムーズかつ緊密な関係が維持されていない閉鎖性に大きな疑問を抱かざるをえない。決して無理難題ではないのだから、早急に関西の二館のような、柔軟かつ開放的な対応を図り、まさしく日本の博物館機関のモデル的役割を担うべきことを提案したい。すでに民間機関において、推奨すべき理想的なモデルとして大和文華館のような例が登場してきている。この例にふれる前に、今しばらくは、一部制約つき型の諸例について若干説明を補足しながら述べていこう。

さて、（II）の諸例は、前掲のとおり無料型（A）と有料型（B）に分けられ、さらには各々は、条件に応じて、照射と無照射を選択もしくは並用する型（II A 1・A 4・B 2）と、無照射のみの限定型（II A 2・A 3・B 1）とに細分される。今これらの中から問題点を拾い出すと、特に（II A 4）については、石窟芸術が中心となる遺跡であるが、

撮影禁止に関する規定が、きわめて不明確である。たとえば、龍門石窟において、古陽洞、賓陽洞、蓮華洞などは、最も代表的な仏洞であり、かつ学術的価値も高いが、照射撮影が許可されていてまことに有難い。逆に、東山の看經寺洞や擂鼓台諸洞などは、それと同等、あるいはそれ以上の価値をもつ西山唐代諸洞が、撮影許可されているにもかかわらず、禁止されていて、規定の曖昧さに当惑せざるをえない。これは、鞏県石窟においてもほぼ同様である。

一方、(III)においては、屋内外共に石彫作品が展示されているが、屋内には石彫を含めた全作品について撮影禁止。逆に屋外展示品については、照射撮影も自由に許可されている。学術的価値から見れば、何れも同等と考えられるのに、全く相異なる規定であり、矛盾を感じざるをえない。その点、大英博物館の対応策は、きわめて賢明であり、かつ見学者に対する普及・啓蒙活動面からも高く評価すべきサービスを実施している。つまり、作品の性質や保存状況に応じて、照射か無照射かを判別している。たとえば、有名なロゼッタ・ストーンをはじめ、パルテノン神殿の浮彫群などのような石造品については、ほとんど照射撮影が可能であり、逆に光や熱による変色、変形などの変化の起ころりやすい作品（絵画・工芸品など）については、無照射撮影を許可している。ちなみに、この手続きは一切不要であり、かつ入場料まで無料となつていて、まさに大衆に開かれた理想的な博物館を十二分に実感させてくれる。

ところで、博物館や遺跡などに保存・管理された作品には、本来作品独自の物理的・化学的・微生物学的性質が付随している。これらの性質を損傷もしくは破壊する諸条件を持たないと認められる場合に限

つて、作品の照射撮影が許可されるべきであることは、保存・管理の面から理解されよう。このような前提条件や規定を無視して、撮影取材の自由化や無制限化を要求することは、たとえば、近・現代の作品を対象とする美術館における著作権の問題<sup>(2)</sup>をはじめ、あらゆる面において無理があり、また危険ですらある。実際、作品あつての博物館であり、かつ未来へ引き継ぐべき人類の遺産を、その損傷や破壊から保護すべきことが、博物館に課せられた最大の任務でもある。したがつて、原則として、特に光や熱による損傷や変化の起こりやすい作品については、保存・管理面からの安全性を十分確認した上、無照射撮影のみを許可する一方、逆に光や熱以外にも損傷や破壊の危険性の高い条件が認められる場合には、一般的の撮影を厳禁する処置をとるべきであろう。あるいは、博物館側において、これらの危険性の高い諸作品については、自主作製のフィルムやプリント類を準備し、頒布できる態勢をとるべきであろう。

以上のような問題をふまえて、さらに一部制約つき型における撮影取材に関して、次のような提案を試みたい。

すなわち、博物館側は、作品のもつ物理的・化学的・微生物学的性質や条件を展示の際に常に明示すること。さらに、それにしたがつて、利用者側は、撮影の対処方法や規定を遵守するマナーを身につけること。このことが、ひいては、作品の正しい認識や鑑賞態度へとなるものと確信したい。

日本では、博物館関係者自身が、日本人の鑑賞態度（マナー）について、今一つの信頼を置いていないことが指摘されるが、むしろ、逆にこの正しい、あるいは相応しい鑑賞方法やマナーづくりを持続的計

画性の下に指導していくのも、博物館の教育および普及活動の一環として認識する必要があると思う。今後は、このような観点からの博物館教育を積極的に推進させることを強く望む。特に、最近は、利用者（見学者）の博物館活動に対する関心が高く、その活用法も多様性を帯びてきているので、たとえ一般見学者であっても高度な学問的興味を持つている人々も増えてきている。したがって、大衆へ開かれた博物館活動の一環として、先述の提案を是非とも推進されんことを祈る。あるいは、たとえプラド美術館のように、全面撮影禁止ではあっても、品質の良い自主作製のフィルム資料が準備されていれば、特別に撮影の手間をかけることなく、余裕を持って鑑賞に専念・没頭できる利点があるので、この対策も博物館側において組織的・連携的に検討して頂きたい。もつとも、プラド美術館は、室内がルーブル美術館などと比べると一段と暗く、無照射撮影の条件では、良質の映像は望めそうもない。したがって、フィルム資料の頒布態勢はとても有難い上、資料価値もきわめて高い。ちなみに、プラドは、光や熱などに細心の注意を払うべき絵画専用館であるので、その対応策は、大英博物館やナショナル・ギャラリー（ロンドン）同様、賢明であり、かつ開かれた博物館活動として高く評価されよう。このように、博物館の所蔵品による性格に応じて、撮影の制約は異なるので、個々の博物館の性格を十分考慮しながら、その緩和化が図られるべきであろう。

ところで、先程は（II A）についてふれたが、ここでは（II B）について言及しておこう。

まず、（B 1）は、先史からの考古学遺品を中心とした博物館であるとともに、大英博物館同様、国立図書館を併設していて便利である。

地下の展示室には、有名なアルタミラ洞窟壁画の復元があるが、残念ながら訪館中は閉鎖されていた。しかし、スライドフィルムやプリント資料が多数準備・頒布され、見学者の便宜を図っている。ちなみに、これは低料金の撮影料を受付にて支払い、その証紙を係員に呈示するだけで、ほとんどの作品について無照射撮影ができる。

逆に、（B 2①）は、世界の遺跡の中でもきわめて注目されている莫高窟の例であるが、ここは、高価な料金で照射撮影をしばらく許可していた。しかし、この方式は、まもなく禁止された。これは、壁画と彩塑とを主体とする作品群を長期的にかつ安全に保護するためにも、賢明な措置である。ちなみに、一カットおよそ七〇〇〇円（日本円）ほどの料金は、余りにも高価すぎるし、その上、博物館施設の環境とは極端に違う暗くてかつ保護ケースもない窟内では、撮影機材を取り扱う際の安全性が十分ではないので、損傷や破壊や汚染を伴うおそれが、きわめて高すぎる。保存・管理面上の危険性を避けるため現在では、大仏窟のみの撮影を許し、他は厳禁としている。保存・管理面からは賢明策ではあるが、学術的にも鑑賞の上からもきわめて重要な遺跡であるので、すでに現在刊行済みの図書同様、見学者や研究者のためにも、是非とも、自主作製のフィルム資料やプリント資料を多種多様準備し頒布されることを切望したい。ヨーロッパの教会や遺跡では、自主作製フィルムを頒布している例が多いので、これに準じて早急に対策を講じてほしい。

さて、次に撮影取材フィルムの効用及び問題点をあげた上、さらに進んで映像資料を利用した学校や社会における教育活動の問題について言及しよう。

### III

筆者も松岡氏同様、取材フィルムを一般愛好家は無論のこと、大学における講義や研究会などにも活用し、その恩恵に浴している。しかし、たとえ我々が、無照射撮影を許可されたにせよ、場合によつては作品の前面や周囲の保護ガラスやケースなどに遮られたり反射物が入つたり、あるいは、館内の照明光が作品の表面に反映したり、あるいは、保存上調整された光度や光質であるため、無照射の撮影条件では、良質の映像を求め難い。しかも、撮影取材に囚われすぎて、余裕をもつて作品鑑賞（観照）に専念・没頭しがたいという不都合な問題が生じてくる。まして、あらゆるアングルやディテールにわたつての特別な撮影には、作品の展示環境からして、自と限界がある。よしなば、高品質の鮮明な映像は、照射撮影あるいは条件の良い自然光が整わない限り望めない。ならば、百歩譲つて、博物館側の自主作製フィルムの頒布に際して、高品質でかつあらゆるアングルやディテールを撮影したフィルム資料の準備と提供のサービスを切望するのが良策と思う。このような意味で、筆者は次のようなことを強調しようと思う。

つまり、筆者のように、視聴覚教材（スライドフィルム・ビデオテープなど）を利用して教育活動を行つている者にとって、それは実物作品に代る二次資料として、不可欠の本質的メディアである。特に美術史学は、実物作品を欠如しては成立しえないし、ましてやその形態や彩色を無視することはできない。このような実物作品に直接触れる機会があれば、それが最善であるが、問題はそうではない場合の方

が多いということである。したがつて、そこで必要性が出てくるのが、实物に代わるレプリカやフィルム資料などの二次資料を「教材」として活用もしくは駆使しながら行う視聴覚教育の方式である。特に美術史学の場合は、この方式を採用せざるをえない。なお、この際二次資料という限界や制約はあるにせよ、明度、彩度、色調などの作品独自の微妙な特色が可能な限り發揮された鮮明な映像を厳選する必要がある。美的本質と深く関わる美術史学においては、この点にも細心の配慮をすべきである。なぜなら、このような「教材」を通しての芸術作品の鑑賞とはい、それが良質もしくは高品質であればあるだけ、作品そのものの本質に一段と接近することも可能であり、また同時に、より優れた芸術的感動も湧いてこよう。

以上のような意味で筆者は、博物館の大衆への普及・啓蒙活動の一環として実施すべき作品の映像処理による情報資料の公開と提供などのサービス活動の活発な展開について強く期待を寄せている。

ちなみに、「博物館教育と普及」について、倉田公裕氏は次のように述べている。すなわち、

「上記の映像プログラムを充実し、学校、その他へ貸出を行うために、視聴覚資料のコレクションを充実させなければならないことはいふまでもない。それらは、資料のスライドばかりでなく、その素材・製作過程・製作技術はもちろん、世界の博物館やその重要な展示、過去に行われた展覧会の記録、発掘の状況、作家の肖像等を三十五ミリスライドフィルム、ビデオテープ映画に収め、整理、分類しておくことである。それは、講堂などで多くの人びとに見せると共に、一人用ベースで見せたり、あるいは、館外への貸出にも応じられるようにす

ることは、望ましいことであろう。たとえば、シアトル美術館は、五〇、〇〇〇枚、ナショナルギャラリーでは六五、〇〇〇枚所有し、貸出

は一一、〇〇〇枚、メトロポリタン美術館は三一〇、〇〇〇枚のスライドが用意され、学校・大学へ年間五〇、〇〇〇枚も貸出されている。<sup>⑤</sup>」

この倉田氏の見解や指摘のように、視聴覚資料のコレクションを充実させ、さらに、その映像資料を館外貸出するシステムが整備されることによつて、博物館が本当の意味で、開かれた教育機関として社会に深く寄与していくものといえよう。つまり、重複するが、博物館の社会教育機関としての役割の充実および強化・促進を図る意味でも、是非とも品質の優れた自主作製ネガ・ポジ両フィルムおよびプリント映像資料、さらにビデオテープ（ディスク）資料などの視聴覚（教材）資料を、利用者の諸目的に応じて多様にプログラム化し、博物館内外における教育・普及活動に活用すると同時に、かつ広く誰にでもそれらの資料を頒布できるシステムを積極的に導入し、推進されんことを切に願う。なぜなら、これは、先述の撮影取材に伴う諸問題を解決するための有効な手段であり、また一方、学校や社会の教育現場の視聴覚教材を取り扱う担当者側において、できうる限りのディテールやアングルを取り揃えた鮮明な映像を視聴覚教材として厳選すべきであるという本質的かつ教育的な細心の配慮の面からも要望される課題でもある。

展開しているモデルとして、大和文華館に注目したい。

大和文華館は、美術に対する関心を深め、一般教養の高揚を図るために、出版事業と共に館所蔵品の絵葉書とネガ・ポジフィルムによるプリントおよびスライド資料を頒布している。これは、所蔵品の持つ情報価値をいろいろな形で印刷・映像メディアによつて、広く社会に普及・啓蒙を図ろうとする社会教育の目的に適つた積極的かつ理想的博物館活動であり、敬意を表すと同時に高く評価されよう。ちなみに、大和文華館は、見学（利用）者の任意の希望に応じて、館独自の専門家の撮影による自主作製ネガ・ポジフィルム資料やプリント資料を各種各様頒布できるシステムを導入しているが、その際、見学（利用）者の希望を全て充たすことはできないにしても、可能な限りのディテールとアングルを採用し、あるいは、プリントサイズの拡大処理を受注している。このようなことは、従来の日本の博物館では見られなかつた画期的かつ理想的活動として、まさに驚異に値する。と同時に、将来の博物館運営や活動の問題、あるいは広く博物館学教育の問題にも重大な寄与をなすものと考えられる。

従来、一般的に博物館は、作品を収集・保管・保存するハードでかつスタティックな機関にとどまりやすかつたが、今日や将来においては、企画や展示および研究に基づく教育機関としての機能、あるいは図書館と同様の情報資料センターの役割を担つていくべき使命があるものと考えられる。さらに広い意味では、人間の歓びや創造性に大きく寄与をなしうるソフトでかつダイナミックな大衆に開かれた活動機関としての機能の拡充化が求められている。このような意味でも先述のような筆者の提案に關して、国内外の博物館機関の当事者および関

連機関において、積極的かつ連携的に協力機構を成立させ、推進させるよう検討を試みてほしいと切に願う。無論現実には、様々な問題が横たわっているが、それを克服する忍耐強い努力や協力を重ね、最終的に近い将来、広く人類の歓びや創造性に深く寄与する博物館、ある

るいは、国内外の博物館における所蔵・展示作品の情報処理システムによる博物館相互の交流を通じて、大衆へ情報資料を公開し提供する理想的な博物館などが、世界中に広く深く展開することを期待したい。

### 註

① ただし、昭和六十二年二月以降、東京国立博物館運営協力会によって、一コマ三〇〇円のスライドがNo一八三まで頒布されるようになった。これは、おそらく、松岡氏の意見が反映された結果であろう。

② 例えば「著作権法」には、著作権の保護期間について触れているが、たとえ、美術館に展示された著作物（作品）であっても、近・現代の作品の場合は、ある一定期間内は法による規制を適用される。すなわち、「第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

③ 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（協同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

あるいは、

「第五十五条 写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。」

ところで、以上の著作物を利用する際しては、次のように示される。すなわち、

「第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾する

ことができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲においてその許諾に係る著作物を利用することができます。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。」

したがって、「著作権法」に抵触する著作物（作品）については、自由に無制限に館内撮影ができない訳であつて、この点についての問題を十分考慮しなければならない。もつとも、著作権が切れている場合は、現在の博物館（美術館）においては、所有者の許可が必要である。

なお、「学校、その他の教育機関における複製」については、次のような記載がある。すなわち、

「第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」

つまり、この条項によると複製については、著作権者の利益を不当に害する場合には、複製ができないことになる。具体的には、複雑微妙な問題が内在しているので、事は簡単には片付けられない。

以上、著作権については、文化庁『最新版著作権法ハンドブック一九八四』（社団法人著作権資料協会、昭和五十九年）を参照した。

倉田公裕「博物館教育論」（『博物館講座⑧ 博物館教育と普及』雄山閣、昭和五十四年）三十六頁。